資料３－２

大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第５期）（案）【概要版】

１．計画策定の目的及び背景

農林業被害の健全な発展及び人とイノシシの永続的な共存を図るため、平成 19 年度からイノシシ保護管理計画（第１期、第２期）、平成 27 年５月 29 日からはイノシシ第二種鳥獣管理計画（第２期～第４期）として計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防護柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきた結果、平成 19 年度と比べて農林業被害は減少したが、依然として農業被害が深刻であると感じている農家がある。このため、第４期計画に引き続き第５期計画を策定し総合的なイノシシ対策を講じる。

２．管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

３．計画の期間

令和９年４月１日から
令和 14 年３月 31 日まで

４．管理が行われるべき区域

大阪府全域

５．現状

被害金額について、府内の令和７年度の野生鳥獣全体の約２億３千万円のうち、イノシシによるものが５千８百万円となっており、府内で２番目に被害を及ぼしている種である。

６．前計画の評価と課題

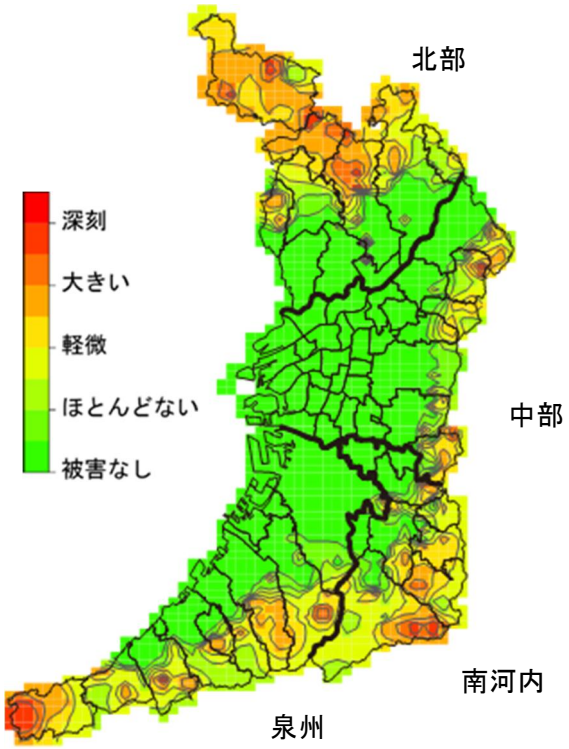
◆生息動向

豚熱の影響により令和４年度にかけ減少したが令和６年度以降回復傾向。
地域差が大きい。

◆農業被害

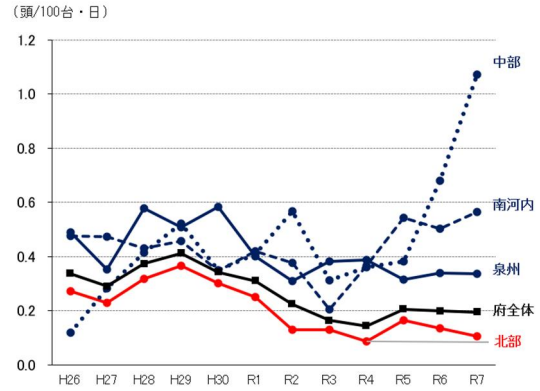
農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域が依然として存在。

令和７年度の農業被害強度



※JA 大阪東部と JA 大阪泉州の一部は未回答。

イノシシのくくりわな捕獲効率の推移



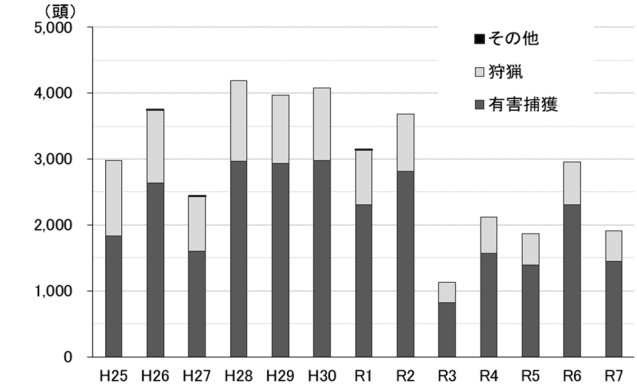
※北部では、イノシシに加えニホンジカも生息しているため、一定期間設置したわなで捕獲されるイノシシの頭数は相対的に少なくなる等の要因から、中南部よりくくりわな捕獲効率が低くなる傾向がある。

◆捕獲頭数（前期計画での目安：3,500 頭）

豚熱の影響により、令和３年度に捕獲数が激減し、以降豚熱発生前の水準には戻っていない

第３期(H29～R3)平均：3,200 頭
第４期(R4～R7)平均　：約 2,200 頭

イノシシの捕獲頭数の推移



７．管理の目標

	短期目標　（令和 13 年度まで）	長期目標　（令和 18 年度まで）
農業被害の軽減	農業被害強度の「大きい」地域及び「深刻」地域を合わせて２割以下にする	農業被害アンケートにおける農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域をなくす

８．数の調整に関する事項

◆個体数管理の目標

各地域の個体数の増減傾向や捕獲状況等を勘案し、地域ごとに年間捕獲目標を設定する。

地　区	捕獲目標	備　考
大阪府全域	3,000 頭	豚熱の影響で個体数が減少してからの年数が少なく、個体数の増減傾向が明確でないことから、地域別ではなく、府内全域での捕獲目標とした。 また、密度指標は令和４年～７年度にかけて急激な増加は抑えられていることから、捕獲目標は令和６年度の捕獲頭数と同じ約 3,000 頭（和４年～７の捕獲頭数の最大）。

※捕獲目標はモニタリング調査の結果を踏まえ、適宜見直しを行う。

◆捕獲推進のための規制緩和

管理の目標を達成するため、鳥獣保護管理法に定められた捕獲に関する規制について、以下のとおりイノシシを捕獲する場合の緩和措置を継続する。

〇狩猟期間の１カ月延長　　：11 月 15 日から翌年３月 15 日まで
（通常は 11 月 15 日から翌年２月 15 日まで）

〇くくりわなの直径の制限解除：無制限（通常は 12ｃｍ以下）

※ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則としてくくりわなの使用を控える。

９．環境管理に関する事項

イノシシを農地や集落へ誘引する環境（耕作放棄地の草地化や林縁部の藪化）を抑制する環境管理を推進する。

10．被害防除対策に関する事項

防護柵の適切な設置・維持管理の方法や収穫残渣等の撤去などの正しい被害防除技術や知識の普及啓発等を行い、地域の被害防除対策への意識を高めることにより、農業被害アンケートにおいて、「防護柵の効果がない」の回答がなくなるようにする。

11．モニタリング等の調査研究

イノシシの生息状況や被害状況、及び被害対策の実施状況についてモニタリングし、管理計画の進捗状況の検討・評価に活用する。

12．その他管理のために必要な事項

豚熱の感染状況について、令和３年度末までに検査した 50 件のうち 21 件の陽性が確認された。令和３年度をピークに令和４～６年度は陽性は０～２件程度であったが、令和７年度には検査した 77 件のうち 12 件の陽性（陽性率 15.5%）が確認されている。イノシシの捕獲に当たっては、豚熱ウイルスを拡散させるリスクがあるため、豚熱感染拡大防止のための防疫措置の実施について、普及啓発を行う。

動物由来感染症の発生動向の情報収集と捕獲従事者や各種関係団体等への注意喚起を行う。